

妊婦一般健康診査における子宮頸がん検診の実施方法等について

① 実施方法

受診者から、妊婦一般健康診査受診票①－1（基本健診第1回・水色）及び子宮頸がん検診受診票①－2（白色）を回収する。

② 検診内容

ア 問診

不正性器出血の現在の状況等の症状の有無、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、子宮頸部病変の既往歴、喫煙状況、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ 細胞診

原則として、子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に処理（固定等）した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

検体の顕微鏡検査は、原則として、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとし、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。また、ベセスダシステムにより検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施する。

エ 内診

双合診を実施する。

オ コルポスコープ検査

必要に応じて行う。

③ 検査結果の報告

検査結果は、ベセスダシステムによって分類したうえで、精密検査の必要性の有無を決定し、子宮頸がん検診受診票①－2に記載する。ベセスダシステムにより検体が不適正であった場合には、その理由を記載し再度子宮頸部の細胞診を実施する。

※子宮頸がん検診受診票①－2は、機械による文字の読み取りを行うため、記載にあたっては枠をはみ出さないよう留意する。

④ 請求方法

妊婦一般健康診査受診票①－1及び子宮頸がん検診受診票①－2を添付し、妊婦一般健康診査委託費請求書により請求する。

※子宮頸がん検診受診票①－2は、妊婦一般健康診査受診票①－1と必ず一緒に使用する。

⑤ 精密検査（札幌市子宮がん検診を受託している医療機関のみ対象）

ア 実施方法

精密検査は令和6年度札幌市子宮がん検診（医療機関委託）実施要領4ページ「8 精密検査の実施及び札幌市への結果報告」に基づき行う。

イ 精密検査結果の報告

妊婦一般健康診査における子宮頸がん検診の結果、「要精検」と区分された場合は、すみやかに精密検査を受診するよう指導し、その結果について子宮がん検診精検結果連絡票（様式4）をもって札幌市に報告するよう努める。

ウ 請求方法

子宮がん検診精検結果連絡費請求書（様式3－1）及び子宮がん検診精検結果連絡費請求兼報告書（様式3－2）に子宮がん検診精検結果連絡票（様式4－3）を添付し、精検結果連絡費を札幌市（保健福祉局ウェルネス推進課がん検診担当）に請求する。